

農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜の届出義務

農林水産大臣が家畜の種類ごとに指定する症状（特定症状）を呈した家畜を発見した獣医師又は家畜の所有者は、遅滞なく、都道府県知事（家畜保健衛生所）にその旨を届出なければならない（家畜伝染病予防法第13条の2第1項）。

牛・水牛・鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合

次の1から3のいずれかの症状を呈していること。

症 状	備考 (対象とする 家畜伝染病)
1 次のいずれにも該当すること。 イ 摂氏39.0度以上の発熱があること。 ロ 泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があること。 ハ 口腔内等（※1）に水疱等（※2）があること。 ＊鹿の場合は、イ・ハに該当すること。	□蹄疫
2 同一の畜房内（1の畜房につき1の家畜を飼養している場合は、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。	
3 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1の畜房につき1の哺乳畜を飼養している場合）にあっては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜が当日及びその前日の2日間において死亡すること。 ※ ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等□蹄疫以外の事情によるものであることが明らかでない場合は、この限りでない。	

※1 口腔内等…口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房

※2 水疱等…水疱、びらん、潰瘍又は癬痕（外傷に起因するものを除く。）

豚及びいのししの場合

次の1から4のいずれかの症状を呈していること。

症 状	備考 (対象とする 家畜伝染病)
1 耳翼、下腹部、四肢等に紫斑があること。	豚熱(CSF)及びアフリカ豚熱(ASF)
2 同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合）にあっては、同一の畜舎内）において、以下のいずれかの症状を示す豚等が一定期間（概ね一週間程度）に増加していること。 ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかでない場合等豚熱(CSF)及びアフリカ豚熱(ASF)以外の事情によるものであることが明らかでない場合はこの限りでない。 (1) 摂氏40度以上の発熱、元気消失、食欲減退 (2) 便秘、下痢 (3) 結膜炎（目やに） (4) 歩行困難、後軀麻痺、けいれん (5) 削瘦、被毛粗剛、発育不良（いわゆる「ひね豚」） (6) 流死産等の異常産の発生 (7) 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便	

<p>3 同一の畜舎内において、一定期間（概ね一週間程度）に複数の繁殖又は肥育に供する豚等が突然死亡すること。 ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等豚熱(CSF)及びアフリカ豚熱(ASF)以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。</p>	
<p>4 血液検査を実施した場合において、同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の家畜に白血球数の減少（1万個未満/μl）又は好中球の核の左方移動が確認されること。 ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚熱(CSF)及びアフリカ豚熱(ASF)以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りでない。</p>	

鶏・あひる・うずら・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合

次の1・2のいずれかの症状を呈していること。

症 状	備考 （対象とする 家畜伝染病）
<p>1 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間（※3）における平均の家きんの死亡率の2倍以上となること。 ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。</p>	高病原性鳥インフルエンザ
<p>2 家きんに対して動物用生物学的製剤（薬事法上の承認を受けたもの）を使用した場合において、当該家きんにA型インフルエンザウイルスの抗原又はA型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認されること。</p>	高病原性鳥インフルエンザ・低病原性鳥インフルエンザ